

食中毒の発生について

平成26年5月22日
京都府健康福祉部
生活衛生課 Ⅱ:075-414-4759
京都府山城北保健所
衛生室 Ⅱ:0774-21-2912

5月17日(土)、医療機関から山城北保健所への連絡により食中毒疑い事例の発生を探知し、直ちに調査した結果、飲食店が提供した食事を原因とする食中毒と断定し、本日、山城北保健所長が同施設に対する営業停止処分を行いましたのでお知らせします。

1 探知の概要

5月17日(土)午後4時頃、京田辺市内の医療機関から山城北保健所に対し、「5月15日(木)に飲食店を利用した1グループ5名のうち、1名を食中毒を疑う患者として診察した。」と連絡があった。

2 調査結果(本日午前9時現在)

- (1) 初発日時 5月16日(金)午後6時頃
- (2) 有症者 ・1グループ(5名)のうち、5名(女性5名:20~21歳)
・上記のうち4名が医療機関を受診。入院者なく、いずれも快方に向かっている。
- (3) 主な症状 嘔吐、下痢、発熱
- (4) 病因物質 ノロウイルスGⅡ
- (5) 原因食事 5月15日(木)に飲食店で提供された食事
主なメニュー マグロとサーモンのカルパッチョ仕立て、ハムの盛り合わせ、イチゴのケーキ、シーザーサラダ、カルボナーラのピザ、スパゲティーペースカトーレ

3 原因施設

- (1) 屋号 ピノキオ
- (2) 所在地 京田辺市田辺中央1丁目1-10
- (3) 営業者 とよしま かずお
豊島 一夫

4 原因施設の特定理由

- (1) 有症者の共通食事は、当該施設が5月15日に提供した食事のみである。
- (2) 有症者の発症状況が類似しており、また感染症を疑う事例は確認されなかった。
- (3) 調理従事者3名と喫食者5名の検便からノロウイルスGⅡが検出された。
- (4) 患者を診察した医師から食中毒の届出があった。

5 山城北保健所の対応

- (1) 原因施設の立入調査(調理従事者の検便検査、衛生指導、施設の清掃・消毒の指示等)
- (2) 喫食者の調査(発症状況調査、喫食状況調査、検便等)
- (3) 食品衛生法第55条第1項の規定による営業停止処分
(5月22日から5月24日までの3日間)

※なお、営業者は、5月21日から営業を自粛しております。